

消化器内視鏡技師の資格更新手続きについてのお知らせ

日本消化器内視鏡学会認定消化器内視鏡技師制度規則(平成28年6月22日改訂)第14条③「審議会の定める資格更新申請書により、必要条件を満たし5年ごとに資格更新の手続きをしなければならない」に従い、下記要領にて資格更新手続きを行なってください。

- 1 昭和59年(1984)第3回、平成元年(1989)第8回、平成6年(1994)第13回、平成11年(1999)第18回、平成16年(2004)第23回、平成21年(2009)第28回、平成26年(2014)第33回技師試験により認定された技師は更新手続きを行なってください。
- 2 本会報巻末の資格更新申請書と出席ポイント(点数)チェックシート(以下、チェックシート)に必要な事項を全て記入し、早めに下記へ提出してください。
申請期日は平成30年9月～平成31年2月末日です。

〒171-0021

東京都豊島区西池袋 3-22-15 大林ビル 2F
日本消化器内視鏡技師会 更新係

問い合わせ：☎ 03-5992-1520

- 3 技師学会・研究会(地方会含む)の3回分(30ポイント)の出席証明書を更新申請書の裏面に貼付してください。
なお、技師学会(研究会)の出席1回分を指定関連学会等(チェックシートに記載)の出席ポイント(10ポイント以上)の替えることができます。技師学会(研究会)への出席2回は必須です。
- 4 支部長承認の機器取扱い講習会(基礎編または実践編)の1回分(必須:10ポイント)の受講証も更新申請書の裏面に貼付してください。
- 5 更新申請書に添付する出席証明書、受講証および指定関連学会等の出席証は、過去5年以内のもので全て現物(コピー不可)に限ります。
- 4 チェックシートには、技師学会・研究会および指定関連学会等並びに機器取扱い講習会(基礎編または実践編)の出席点数を必ず記入してください。
- 5 新たに制度審議会で定めた国家資格(新受験資格参照)を取得した方は免許証コピーを添付してください。
- 6 現在、内視鏡業務に従事していない方、退職している方も上記条件がそろっていれば申請できます。
- 7 技師会年会費に未納分がある場合は手続きできません。技師会報春号綴じ込みの振込用紙、または郵便局備え付けの振込用紙にて更新申請時に未納分を納入してください。

振込先

加入者名：日本消化器内視鏡技師会
口座番号：00100-7-362079
年会費：5,000円(通信欄へ会員番号を記入して下さい。)

- 8 所定の手続きを完了した方には、3月以降に新しい認定証を発行します。

● 証明書等の添付について

- ・証明書等は更新申請書の裏面に貼付して下さい。
- ・証明書等原本にはマジックかボールペン(鉛筆不可)で出席者名したものに限り、無記名およびコピーのものは無効です。
原本に記名欄がない場合は余白部に記名してください。
- ・出席していても当日、証明書等を受け取らなかった場合、また紛失した場合は無効です。
- ・ネームプレート型の小型証明書は、複数をもとめて1枚の用紙に貼ってください。
- ・技師学会・研究会(支部会開催を含む)の3回分、機器講習1回分のみ提出してください。
なお、技師学会・研究会の1回分を指定関連学会出席(10ポイント以上)に替える場合はその出席証明書を提出してください。
- ・証明書等が複数枚になる場合は貼付例のように斜線部を糊付けし、重ねて貼って結構です。



- ◎ 資格更新申請書の受理確認を要望される方は、本会報巻末の「資格更新申請書受理通知」はがきに返信先(住所、氏名)を記入し、切手を貼付のうえ、資格更新申請書類とともに提出してください。
- ◎ 次回以降、更新者名簿に氏名の不掲載を希望する方は、本会報巻末の「氏名等変更届」はがきに必要事項を記入し提出してください。
- ◎ 更新申請書類が申請要件に適合しているかの審査後、更新手数料(3,000円)の納付書が送付されます。
- ◎ 更新申請書は、更新が受理された場合返却しません。